

地域生活支援事業等とは「地域生活支援事業」と「地域生活支援促進事業」の2つの事業を指します。

地域生活支援事業補助金

各自治体が、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業。交付された補助金は各自治体の裁量で個々の事業に柔軟に配分可能な「統合補助金」。

地域生活支援促進事業補助金

国として促進すべき事業について、特別枠に位置付け、『事業ごと』に交付する補助金。

※ 地域生活支援事業に交付された補助金と地域生活支援促進事業に交付された補助金の配分を変更することはできない。

※ 基幹相談支援センター及び地域活動支援センターについては、基礎的事業が「交付税措置」され、機能強化事業が「補助金」となっているため、事業費の適切な算定に留意すること。

必須事業

1. 理解促進研修・啓発事業
2. 自発的活動支援事業
3. 相談支援事業
 - ① 基幹相談支援センター機能強化事業
 - ② 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
4. 成年後見制度利用支援事業
5. 成年後見制度法人後見支援事業
6. 意思疎通支援事業
7. 日常生活用具給付等事業
8. 奉仕員養成研修事業
9. 移動支援事業
10. 地域活動支援センター機能強化事業

[補助率]

国50/100以内、県25/100以内

※前年度の執行実績や必須事業の実施状況等を踏まえ配分予定。

[交付税を財源として実施する事業]

障害者相談支援事業
地域活動支援センター基礎的事業
障害支援区分認定等事務
自動車運転免許取得・改造助成
更生訓練費給付

任意事業

1. 日常生活支援
 - ① 福祉ホームの運営
 - ② 訪問入浴サービス
 - ③ 生活訓練等
 - ④ 日中一時支援
 - ⑤ 地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業
 - ⑥ 市町村と地域生活定着支援センターの連携強化事業
2. 社会参加支援
 - ① レクリエーション活動等支援
 - ② 芸術文化活動振興
 - ③ 点字・声の広報等発行
 - ④ 家庭・教育・福祉連携推進事業
3. 就業・就労支援
 - ① 盲人ホームの運営
 - ② 知的障害者職親委託

特別支援事業

事業の遅れている市町村必須事業の促進を図るための事業または地域における必須事業に係る実施水準の格差是正を図るため必要となる事業。

※予め厚労省と協議が必要であり、厚労省が適当と認める事業。

地域生活支援促進事業

1. 発達障害児者地域生活支援モデル事業
2. 障害者虐待防止対策支援事業
3. 成年後見制度普及啓発事業
4. 発達障害児者及び家族等支援事業
5. 意思疎通支援従業者キャリアパス構築支援事業
6. 重度訪問介護利用者の大学就学支援事業
7. 地域における読書バリアフリー体制強化事業
8. 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

特別促進事業

地域の特性に応じた政策的な課題の解決を図るため、実施主体が目標及び実施計画を定めて実施する日常生活支援、社会参加支援、権利擁護支援及び就業・就労支援に関する事業。

[補助率]

国1/2、県1/4

※地域生活支援促進事業のうち、いくつかの事業は国から事前協議の通知があり、事前協議で提出した見込額をもとに内示されるため、提出漏れに注意。

令和8年度スケジュール

R8.5.29 社会参加班

	国費	県費
R8.4月	〈R6〉 国費の返還	〈R6〉 県費の返還
5月	〈R7〉 実績報告	
6月	〈R8〉 実態調査	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> ※促進事業は事業ごとに 時期はバラバラに 事前協議・内示がある </div>
7月		
8月		
9月	〈R8〉 所要額見込み調査	
10月		
11月		
12月	〈R8〉 内示及び交付申請	
R9.1月		
2月		〈R8〉 内示及び交付申請
3月	〈R7〉 額の確定	〈R7〉 額の確定
	〈R8〉 交付決定	〈R8〉 交付決定
	〈R8〉 概算払い請求書の提出・概算払い	〈R8〉 概算払い請求書の提出・概算払い